

佐 本 刑 企 発 第 6 5 号
佐 本 生 企 発 第 1 7 8 号
平 成 3 1 年 3 月 2 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

継続

保 存	10年 (平成41年3月31日まで)
有 効	平成41年3月31日まで
指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

万引き専用の捜査書類の運用及び万引きに係る捜査の合理化等について

万引き専用の捜査書類については、「司法警察職員捜査書類簡易書式例の一部改正について」（平成22年9月24日付け佐本刑企発第240号他）及び「万引き専用の被害届の様式について」（平成22年9月24日付け佐本刑企発第241号）により通達したところであるが、その運用等については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本件については、佐賀地方検察庁と協議済みである。

記

1 万引き専用の捜査書類の運用

- (1) 今回制定された新書式である（簡）様式第7号の2（以下「供述調書（乙の2）」という。）は、司法警察職員捜査書類簡易書式例（以下「簡易書式例」という。）を用いる場合において、万引きの目撃者に係る供述調書を作成するときに用いること。ただし、供述調書（乙の2）によりがたい場合は、（簡）様式第7号供述調書（乙の1）を用いること。
- (2) 万引き専用の被害届の様式（以下「万引き専用被害届」という。）は、司法警察職員捜査書類基本書式例の対象事件・簡易書式例の対象事件の別、成人事件・少年事件（簡易送致事件を除く。）の別を問わず、用いること。ただし、万引き専用被害届によりがたい場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条の被害届（別記様式第6号）を用いること。

なお、簡易書式例の対象事件については、万引き専用被害届に届出人の目撃状

況等を記載する場合、別に届出人の供述調書（乙の２）を作成する必要はない。

2 万引きに係る捜査の合理化

成人による万引きに係る捜査については、「犯人性が明白で軽微な事件の捜査の合理化等による効率的な捜査の推進について」（平成17年３月22日付け佐本捜一発第105号）により通達したところであるが、対象事件に該当する場合は積極的に適用して、万引きに係る捜査の一層の合理化を図ること。

また、万引きをはじめとする犯人性が明白で軽微な事件について捜査の実態を把握の上、捜査の合理化による捜査力の効率的な運用に配慮し、重要犯罪の捜査体制の確保を図るなど、的確な捜査運営に努めること。

3 留意事項

- (1) 万引きに係る捜査書類については、被害現場において作成するよう努め、被害者、目撃者等の負担を軽減するよう配慮すること。
- (2) 万引きに係る捜査書類については、地域警察官が作成する場合が多いことから、地域警察官に対する指導教養を推進すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成22年９月24日

（有効期限：平成31年３月31日）